



市 からの 連絡 帳

6月は、市民税・都民税普通徴収第1期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 ◆納税課 田(☎042-460-9832)

年金・税

国民年金保険料の「後納制度」

国民年金保険料は、納期限から2年を経過すると時効により納付することができなくなりますが、平成24年10月1日~平成27年9月30日の間に限り、時効により納付できなかった過去10年以内の保険料を納付することができます。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度の申し込みや質問・相談などは基礎年金番号が分かるものを用意したうえで、下記☎へお問い合わせください。
 ※審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。
 ※市役所では後納制度の申し込みはできません。

☎武蔵野年金事務所
 (☎0422-56-1411)
 国民年金保険料専用ダイヤル
 (☎0570-011-050)
 ※050または070から始まる電話でかける場合は(☎03-6731-2015)
 ◆保険年金課 田
 (☎042-460-9825)

家屋調査にご協力を

対象の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成27年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評

価額を算出するため、家屋調査を行っています。

☎平成26年1月2日~平成27年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋
 □調査内容 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。

□調査日時 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、資産税課へご連絡ください。

◆資産税課 田(☎042-460-9830)

子育て・暮らし

児童手当・児童育成手当の現況届をお忘れなく!

6月1日現在、児童手当・児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給している方に、「児童手当現況届」「児童育成手当現況届」の用紙を発送しますので、6月30日(月)までに必ず提出してください。

□提出方法 ①子育て支援課(田無庁舎1階)へ持参(郵送可)

②市民課(保谷庁舎1階)・各出張所に設置してある専用の回収ポストへ
 ※記入漏れや添付書類漏れにご注意ください。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

小学校教科用図書の見本本の展示

今年度は小学校教科書の採択年度に当たるため、見本本を展示します。

□展示期間 6月1日(日)~24日(火)

☎場・時
 ①中央・柳沢・ひばりが丘図書館
 火~金曜日:午前10時~午後8時
 土・日曜日:午前10時~午後6時
 ※月曜日、第3金曜日は休館
 ②保谷庁舎1階情報公開コーナー
 午前8時30分~午後5時
 ※土・日曜日を除く
 ◆教育指導課 保(☎042-438-4075)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

市では、市民税(均等割)非課税者世帯を対象とした臨時福祉給付金および平成26年1月分児童手当支給者で、平成25年の所得額が児童手当の所得制限額未満である方を対象とした子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きの準備を進めています。

申請時期など詳細については、今後、市報・市HPでお知らせします。

◆臨時給付金担当 田
 (☎042-497-4925)

下水道使用料の減免申請

☎世帯全員の市民税が非課税で、①身体障害者手帳(1・2級) ②愛の手帳(1・2度) ③精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの手帳をお持ちの方が同居している世帯

□必要なもの ①印鑑 ②対象の手帳 ③最近の水道・下水道料金の領収書、または「水道・下水道料金口座振替済みのお知らせ(検針票)」

☎申 下水道課(保谷庁舎5階)で申請用紙に必要事項を記入・押印し、提出
 ※障害福祉課(田無庁舎1階)でも申請はできますが、内容については下水道課へお問い合わせください。

□減免 申請受け付け後、次の検針分から基本料金を免除します。水道料金の減免はありません。

□代理人申請 対象の手帳をお持ちの方が窓口に来られない場合は、代理人が上記「必要なもの」のほか、委任状と代理人の確認ができるものを持参のうえ、申請してください。

※生活保護法による生活扶助、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けているなどにより、既に下水道使用料の減免を受けている場合は、今回手続きをする必要はありません。

◆下水道課 保(☎042-438-4058)

廃棄物処理手数料の減免申請

減免対象者がいる世帯を対象に、指定収集袋(ごみ袋)の配布申請を受け付けます。対象者が窓口に来られない場合は、代理人が委任状と代理人の確認ができるものを持参のうえ、申請してください。

☎持 持ち帰り用の袋
 ※市民税非課税の確認が必要な世帯で、その確認ができないときは、当日配布できない場合があります。

※減免対象者および日程などの詳細は、市報5月15日号・市HPをご覧ください。

◆ごみ減量推進課
 (☎042-438-4043)

谷戸二丁目第2公園の一時閉鎖

市では、地域の雨水溢水対策の一環として谷戸二丁目第2公園(谷戸町2-4)の地下に雨水貯留施設を設置する工事を行います。工事期間中は、公園を一時閉鎖するため公園の利用ができなくなります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

□工事予定期間 7月上旬~平成27年3月下旬

◆下水道課 保(☎042-438-4059)

事業者

エコアクション21認証取得セミナー

市内事業者のエコアクション21認証取得を支援するセミナーです。制度の説明、認証の取得方法などについて、グループ指導、個別指導を行います。

☎時 6月20日(金)・7月18日(金)・8月29日(金)・10月24日(金)・12月19日(金)(全5回)いずれも午後6時から

☎場 エコプラザ西東京

☎対・定 環境経営に関心があり、1年以上市内で事業を営んでいる市内事業者・10社程度

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

私たちの生活の安心・安全を脅かす不法電波をシャットアウト!

総務省では、6月1日(日)~10日(火)を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用するための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりの強化を行います。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールは皆さんで守りましょう。

☎関東総合通信局
 ①不法無線局による混信・妨害
 (☎03-6238-1939)
 ②テレビ・ラジオの受信障害
 (☎03-6238-1945)
 ③地上デジタル放送の受信相談
 (☎03-6238-1944)
 ◆企画政策課 田
 (☎042-460-9800)



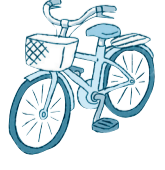
自転車駐車を利用しましょう

自転車・原付バイクは、手軽で便利な交通手段です。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に置いた自転車・原付バイクは、高齢の方や障害のある方などの歩道利用者や、自動車や緊急車両の通行の妨げになるばかりでなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、利用者一人一人が責任を持って自転車駐場所を利用しましょう(原付バイクは、場所により制限あり)。

市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しており、放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

□撤去保管料 自転車は2,000円、原付バイクは3,000円を徴収
 ◆道路管理課 保(☎042-438-4057)



市職員募集(10月1日付採用および平成27年4月1日付採用)

□第1次試験日 7月27日(日)
 □試験案内の配付場所 職員課(田無庁舎5階)・保谷庁舎1階総合案内
 ※6月13日(金)まで
 ※市HPからもダウンロードできます。
 ※受験資格などの詳細は、試験案内で必ずご確認ください。

□申込方法 電子申請後、指定書類を持参
 ※6月13日(金)まで
 ※電子申請による申し込みが困難な方はご相談ください。
 ◆職員課 田(☎042-460-9813)

採用予定日	試験区分	採用予定者数
10月1日	一般事務Ⅰ類(大学卒程度)	5人程度
	一般事務Ⅱ類(短大卒程度)	
	一般事務Ⅲ類(高校卒程度)※1	
	一般事務Ⅰ類<身体に障がいのある方>(大学卒程度)※2	若干名
	一般事務Ⅱ類<身体に障がいのある方>(短大卒程度)※2	
	一般事務Ⅲ類<身体に障がいのある方>(高校卒程度)※1・2	
平成27年4月1日	土木技術Ⅰ類(大学卒程度)	15人程度
	建築技術Ⅰ類(大学卒程度)	
	一般事務Ⅰ類(大学卒程度)	
	一般事務Ⅱ類(短大卒程度)	若干名
	一般事務Ⅲ類(高校卒程度)※1	
	一般事務Ⅰ類<身体に障がいのある方>(大学卒程度)※2	
一般事務Ⅱ類<身体に障がいのある方>(短大卒程度)※2	若干名	
一般事務Ⅲ類<身体に障がいのある方>(高校卒程度)※1・2		
一般事務Ⅰ類<社会福祉士の資格をお持ちの方>(大学卒程度)		
	土木技術Ⅰ類(大学卒程度)	
	建築技術Ⅰ類(大学卒程度)	

※1 現在、高等学校に在学中の方の平成27年4月1日付採用予定の試験は、8月に募集の予定です。
 ※2 身体障害者手帳の交付を受けている方が対象です。